

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程（平成22年規第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(安全保障輸出管理マネージャー)</p> <p>第8条 本学に、全学管理責任者の命を受け、その業務を補佐させるため、安全保障輸出管理マネージャー(以下「輸出管理マネージャー」という。)を置く。</p> <p>2 輸出管理マネージャーは、次条第2項に定める<u>研究安全保障管理室長</u>をもって充てる。</p> <p>(<u>研究安全保障管理室</u>)</p> <p>第9条 本学における輸出管理に関する事項について企画し、連絡調整し、及びその業務を処理するとともに、教員等からの相談及び通報への対応に当たるため、別に定めるところにより、本学に、<u>研究安全保障管理室</u>(以下「管理室」という。)を置く。</p> <p>2 管理室に、別に定めるところにより、室長を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー</p> <p>二 <u>研究推進部長並びに国際連携部国際企画課長、人事企画部人事給与課長、教育・学生支援部留学生課長及び財務部資産管理課長</u></p> <p>三 輸出管理マネージャー</p> <p>四 その他委員会が必要と認めたる者 若干人</p> <p>(役務取引許可又は輸出許可に係る申請)</p> <p>第22条 教員等は、取引審査により部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者から経済産業大臣の許可を要するものとして承認が得られた取引を行おうとする場合は、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書若しくは特定記録媒体等輸出等許可申請書又は輸出許可申請書(以下「許可申請書」という。)を作成し、別に定めるところにより輸出管理マネージャーの確認を得なければならない。</p> <p>2 教員等は、前項の規定により輸出管理マネージャーの確認が得られた場合は、<u>許可申請書を最高責任者に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>最高責任者は、前項の規定による提出があったときは、別に定めるところにより、経済産業大臣あて許可申請を行うものとする。</u></p> <p>4 教員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り、</p>	<p>(安全保障輸出管理マネージャー)</p> <p>第8条 本学に、全学管理責任者の命を受け、その業務を補佐させるため、安全保障輸出管理マネージャー(以下「輸出管理マネージャー」という。)を置く。</p> <p>2 輸出管理マネージャーは、次条第2項に定める<u>安全保障輸出管理室長</u>をもって充てる。</p> <p>(<u>安全保障輸出管理室</u>)</p> <p>第9条 本学における輸出管理に関する事項について企画し、連絡調整し、及びその業務を処理するとともに、教員等からの相談及び通報への対応に当たるため、別に定めるところにより、本学に、<u>安全保障輸出管理室</u>(以下「管理室」という。)を置く。</p> <p>2 管理室に、別に定めるところにより、室長を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー</p> <p>二 <u>総務企画部長並びに総務企画部法務・コンプライアンス課長、国際連携部国際企画課長、人事企画部人事給与課長、教育・学生支援部留学生課長及び財務部資産管理課長</u></p> <p>三 輸出管理マネージャー</p> <p>四 その他委員会が必要と認めたる者 若干人</p> <p>(役務取引許可又は輸出許可に係る申請)</p> <p>第22条 教員等は、取引審査により部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者から経済産業大臣の許可を要するものとして承認が得られた取引を行おうとする場合は、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書若しくは特定記録媒体等輸出等許可申請書又は輸出許可申請書を作成し、別に定めるところにより輸出管理マネージャーの確認を得なければならない。</p> <p>2 教員等は、前項の規定により輸出管理マネージャーの確認が得られた場合は、<u>別に定めるところにより、最高責任者からの委任に基づき経済産業大臣あて許可申請を行うものとする。</u></p> <p>3 教員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り、</p>

当該取引を行ってはならない。

当該取引を行ってはならない。

附 則

この規程は、令和7年10月28日から施行し、改正後の第8条第2項、第9条第1項及び第15条第2号の規定は、令和7年10月1日から適用する。